

No.		質問	回答
1		交通誘導員はどのくらいの期間配置されますか。	最初に一方通行化を行ってから、車道と標識が完成して警察による交通規制が開始されるまでは、夜間休日を含めて常時交通誘導員を配置します。交通規制開始後は、作業を行う昼間のみ交通誘導員を配置します。
2		一方通行化により、市道28060号線の交通量が増えることはありませんか。	駅のほうに通り返けようとした車が間違えて一時的に市道28060号線に入っていく可能性はありますが、手前に標識や看板で案内しますので、交通量は増えないと考えています。
3		COTOEやスパメツツァの利用車がNo.3交差点からしか出られなくなるので、渋滞が発生しませんか。	令和3年と令和7年に交通量調査を行った結果をもとに推計しており、渋滞は発生しないと考えています。
4		整備後も、No.1交差点から向かって行ってNo.4交差点で右折は可能ですか。	今までどおり、右折可能です。
5		図面上、市道28060号線に外側線、中央線が伸びていますが、さらに図面の範囲外まで伸ばす予定はありますか。	現時点では範囲外まで伸ばす予定はありません。
6		整備後の歩道について、部分的に幅が狭いところが見受けられますが、今より狭くはないのでしょうか。	植栽帯が広いことにより、部分的に歩道が狭くなるように見えてしまっていますが、植栽帯は全体に樹木を植えるのではなく、芝生も張るため、歩行空間が現況より狭くなることはありませんが、必要に応じて植栽帯の形状変更も検討します。
7		現況道路の場合は、歩車道が植込みで区切られていますが、整備後に1工区のように歩車道がフラットになると子どもが飛び出したりして危険ではないでしょうか。	一方通行にして車道を狭くし、速度抑制対策を行って、横断しやすく、人が行き交いやすい道路を目指してこの形にしております。低木が車道に沿って植えられる場所もありますのでその場所での横断は抑制できると考えています。
8		横断歩道について、標識を追加で配置するとのことですが、どこになんの標識を配置されますか。	横断歩道の手前に「横断歩道あり」の規制標識を両側に1基ずつ追加設置します。
9		No.4交差点に横断歩道があって歩行者がたくさんいると、車で通る際に不安なので、横断歩道をNo.4交差点とNo.3交差点の間に移せないのでしょうか。	前回の説明会においては、横断歩道をNo.4交差点とNo.3交差点の間に移す計画でいましたが、駅と商業施設の位置関係上、歩行者の動線は変わらないので、横断歩道をNo.4交差点に存置して安全対策を行うという方向性に変更しています。
10		市道28060号線が優先道路になりますが、横断歩道もありますので、速度抑制や見通しの対策を行っていただきたいです。	外側線や路面標示を新設します。その他安全対策についても必要に応じて検討します。
11		図面上にある、白いオブジェクトは何ですか。	1工区に設置されているものと同様に、コンクリートや木でできたベンチとなります。
12		ベンチは何箇所設置されますか。	全部で8箇所設置予定です。
13		ベンチを車道側に配置するのは安全性に問題ないのでしょうか。	ベンチは、植栽帯に配置する計画です。植栽帯は道路整備の原則で車道側に設けています。ベンチが車道に近くなりすぎるようであれば、位置の微調整を検討します。
14		一方通行区間の真ん中あたりにある、駐車マスのようなものは何ですか。	貨物車用の一時駐車スペースです。1工区の高架下にもあり、前後に標識が設置されます。
15		一方通行区間において、自転車はどこを通行すればよいのでしょうか。	自転車は一方通行規制の対象外ですので、原則、車道の左側を通行することになります。通行場所をわかりやすくするため、自転車ピクトグラムを設置します。
16		相互通行区間については、どんな設えの道路になりますか。	車道は今まで通り、黒いアスファルト舗装ですが、歩道は白いコンクリート舗装に変わります。ベンチは設置しませんが、植栽は一方通行区間と同様に設置します。
17		1工区のように工程が遅れることはありませんか。	工事の支障となる電柱等については、昨年度から移設協議を行っており、年度内に工事が完成するよう進めています。
18		整備前後で法定速度は変わりますか。	9月1日から生活道路の法定速度が引き下げられたのに伴い、一方通行区間は、法定速度30km/hとなります。相互通行区間は今までと変わらず法定速度60km/hのままです。
19		1工区は今のところ賑わいを生み出すオープンカフェ等の展開はされていませんが、2工区では展開できるのでしょうか。	現在、周辺の店舗等と連携できるよう協議中です。オープンカフェ等の展開も含めて検討していきます。